

## ハローワークへの市場化テストの導入について

平成 18 年 11 月 30 日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一 郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

### 1. 市場化テスト（公共サービス改革法）導入の必要性

- 公共サービス改革法は、官民が入札して担い手を決めることで、質の高い公共サービスを実現させるもの。
- ・ 人材を生かし、再チャレンジを進めるには、民間の知恵を生かして職業紹介や職業訓練を充実強化することが不可欠である。
- ・ ハローワークでは約 2 万 3 千人の職員（うち半数が正規の国家公務員）が主として窓口業務を担当しているが、民間の人材ビジネスが発展した今日、公務員でなくても担える業務が拡大しているのではないか
- ・ 政府が担う無料職業紹介の機能を確保したうえで、その一部を民間に包括委託することで、労働者の多様なニーズに応え、使い勝手のよい、充実したサービスが提供されるのではないか

### 2. ILO88 号条約との関連

- ILO88 号条約(1948 年に採択)では、「国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定機関」を義務付けており（注）、これが市場化テスト導入の反対の根拠となっている。
- ・ 最近の ILO では民間職業紹介事業の評価や官民協力の必要性が認識されてきており、民間の補完が否定されているものではない

- ・官のハローワークのネットワークが維持され、それを民間が補完する体制が作られれば、同条約の違反とはならないとする解釈もなされ得る
- ・批准国でも、民間の知恵を生かす工夫を行っている国がある（豪州では、公務員が民間によるサービス提供に責任を負えば十分との解釈で、民間への包括委託を実施している）

注：ILO 88 号条約

第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される

第3条 全国的体系は、地理的区域について十分な数であって、便利な位置にある職業安定機関の網状組織から成る

第9条 職業安定組織の職員は、…公務員でなければならない

### 3. 市場化テスト導入のための新提案

ILO 条約の規定は現状のままで、その具体的な解釈を以下のように変更できないか。

- ① 現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託する（例えば、東京23区で20のハローワークとその支部があるが、その一部を民間開放する）注
- ② 民間開放したハローワークを、官が監督する仕組みを整えることで、官のネットワークは維持される

注：ILO 条約の規定は「各地理的区域について十分な数であり、便利な位置にあること」だけである